

伊勢原市民文化会館施設改修事業

基本協定書（案）

令和8年●月

伊勢原市

伊勢原市民文化会館施設改修事業 基本協定書（案）

伊勢原市民文化会館施設改修事業（以下「本件事業」という。）に関し、伊勢原市（以下「甲」という。）と〔(応募グループの構成員)〕、〔 〕及び〔 〕（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本件事業に関し乙が優先交渉権者として選定されたことを確認し、甲と乙が、伊勢原市民文化会館施設改修事業 事業契約書（以下「事業契約」という。なお、伊勢原市議会の決議を得るまでは「事業仮契約」という。）を締結することに向けた甲及び乙の義務を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と乙とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の募集手続における甲の要望事項を尊重しなくてはならない。

（事業仮契約の締結）

第3条 甲及び乙は、本基本協定締結後令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに、甲と乙の間において、事業仮契約を締結させるものとする。
2 甲及び乙は、事業仮契約締結後も、本件事業の円滑な実施のために互いに協力しなくてはならない。

（準備行為）

第4条 業務契約成立前であっても、乙は、自己の責任及び費用負担において本業務に関して必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要な範囲で乙に対して協力するものとする。

（事業契約不調の場合の処理）

第5条 事由の如何を問わず、乙と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本件事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示し

ないこと及び本基本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、伊勢原市情報公開条例（平成15年12月19日条例第21号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

（協定の有効期間）

第7条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約締結日までとする。

2 本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条の規定は存続するものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第9条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は横浜地方裁判所とする。

以上を証するため、基本協定書を2通作成し、甲並びに乙の構成員及び協力会社がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和[]年[]月[]日

伊勢原市：
神奈川県伊勢原市
市長 萩原 鉄也

[]グループ
[]会社（代表企業）
代表者

[]会社代表者
[]会社
代表者

[]会社
代表者